

2017年7月10日

企業会計基準委員会 御中

株式会社ジェイグループホールディングス

実務対応報告公開草案第52号についてのコメント

質問1～質問4につき

権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引については、第三者評価機関の公正価値評価に基づき、公正価値相当額の現金を対価として受け取り新株予約権を付与する取引であるため、報酬性がないと考え、この提案に同意しません。

【理由】

公開草案第17項(1)に「一定の額の金銭を企業に払い込むという特徴を除けば」とありますが、この特徴が最大の特徴であり、これがあるからこそ有償であって、これを除くと無償ストック・オプションと類似するのは当然であるので、「一定の額の金銭を企業に払い込むという特徴」を除いてしまうと議論の前提が成り立たない。有償の本質を理解していない。

なお、有償として『公正価値相当額の金銭の払い込み』があるため、公益社団法人日本監査役協会が平成28年5月20日に公表した「監査役監査実施要領」(改訂版)には『有利発行決議や報酬決議、事業報告における開示の対象とはならない』とあり、また税務上も権利行使時の給与等課税事由が生じないとしている。

そして、まさに、ASBJも会議の中で認めている【公正価値】での有償発行であるからこそ、上記の判断となっているにも関わらず、なぜその前提を除いた形で議論を展開しているのか全く不明であり、その合理的な説明を求めます。

また、その他の議論として、業績条件の取扱いは、IFRSとのGAAP差を広げることとなると思われますが、GAAP差を無為に広げることの合理性について、議論、説明が必要だと考えます。

以上